定 款

Sinkin サンケン電気株式会社

定款

サンケン電気株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、サンケン電気株式会社と称し、英文では Sanken Electric Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 電子部品、デバイス、電子回路の製造および販売
 - 2. 電気機械器具の製造および販売
 - 3. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県新座市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,140万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引 等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを 受ける権利
 - 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人をおく。
 - ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式の取扱いに関する諸手続および手数料に関する事項については、法令または 定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当 たる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなけれ ばならない。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
 - ②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
 - ④当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締 役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取 締役を選任することができる。
 - ⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該 決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の 時までとする。

(任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までと する。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長と

なる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取 締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会の定める「取締役会規程」による。

(代表取締役および役付取締役)

- 第28条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 代表取締役を選定する。
 - ②取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第29条 取締役会の決議をもって相談役および顧問をおくことができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって 定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 執行役員

(執行役員)

第32条 取締役会の決議をもって執行役員をおき、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。

(執行役員規程)

第33条 執行役員に関する事項については、取締役会の定める「執行役員規程」による。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出 席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める「監査等委員会規程」による。

(常勤の監査等委員)

第37条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領のないときは、 当会社はその支払の義務を免れるものとする。
 - ②未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

以上

(2023年6月23日改正)